## 仮設建築物 緩和条項チェックリスト 【関係法文:建築基準法第85条第6項・建築基準法施行令第147条】

(緩和を受ける条項の適用欄に○印を記入)

緩和条項	区 分	適用
第12条第1項	建築物の定期報告	- 7.07.14
第12条第2項	特定建築物の定期点検	
第12条第3項	昇降機及び建築設備の定期報告	
第12条第4項	特定建築設備の定期点検	
第21条	大規模の建築物の主要構造部等	
第22条	<b>屋根</b>	
第23条	外壁	
第24条	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	
第25条	大規模の木造建築物等の外壁等	
第26条	防火壁等	
第27条	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	
第31条	便所	
第34条第2項	高さ31mをこえる建築物に設ける非常用昇降機	
第35条の2	特殊建築物等の内装	
第35条の3	無窓の居室等の主要構造部	
第37条	建築材料の品質	
214 - 1 214	第3章	!
第41条の2	適用区域	
第42条	道路の定義	
第43条	敷地等と道路との関係	
建 第43条の2	その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	
第44条	道路内の建築制限	
築 第45条	私道の変更又は廃止の制限	
第46条 第47条	壁面線の指定	
基 第 4 7 条	壁面線による建築制限	
進 第48条	用途地域等	
第49条	特別用途地区	
法 第49条の2	特定用途制限地域	
第50条	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限	
第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	
第52条	容積率	
第53条	建蔽率	
第53条の2	建築物の敷地面積	
第54条	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離	
第55条	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度	_
第56条	建築物の各部分の高さ	
第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	
第57条	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	
第57条の2	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例	
第57条の3	指定の取消し	
第57条の4	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度	
第57条の5	高層住居誘導地区	
第58条	高度地区	
第59条	高度利用地区	
第59条の2	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	
第60条	特定街区	
第60条の2	都市再生特別地区	
第60条の3	特定用途誘導地区	

1

几 二 二 土			
2計者			

## 仮設建築物 緩和条項チェックリスト 【関係法文:建築基準法第85条第6項・建築基準法施行令第147条】

(緩和を受ける条項の適用欄に○印を記入)

		区 分	適用
	第61条	防火地域及び準防火地域内の建築物	\mu\11
	第62条	屋根	
	第63条	隣地境界線に接する外壁	
	第64条	看板等の防火措置	
	第65条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置	
	第66条	第38条の準用	
	第67条	特定防災街区整備地区	
	第67条の2	第38条の準用	
	第68条	景観地区	
	第68条の2	市町村の条例に基づく制限	
建	第68条の3	再開発等促進区等内の制限の緩和等	
築	第68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の 状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物 の容積率の特例	
基	第68条の5	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
進 法	第68条の5の2	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等 の区域内における建築物の容積率の特例	
14	第68条の5の3	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例	
	第68条の5の4	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建 築物の容積率の特例	
	第68条の5の5	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する 地区計画等の区域内における制限の特例	
	第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例	
	第68条の6	道路の位置の指定に関する特例	
	第68条の7	予定道路の指定	
	第68条の8	建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置	
	第68条の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造	
	第22条	居室の床の高さ及び防湿方法	
	第28条	便所の採光及び換気	
	第29条	くみ取便所の構造	
7-1-1	第30条	特殊建築物及び特定区域の便所の構造	
建	第37条	構造部材の耐久	
筑	第46条	構造耐力上必要な軸組等	
**	第49条	外壁内部等の防腐措置等	
基	第67条	接合	
	第70条	柱の防火被覆	
進法	第3章第8節	構造計算	
佐	第112条	防火区画	
施	第114条	建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁	
~"	第128条の3の2	制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室	
行		制限を受けない特殊建築物等	
,	第128条の5	特殊建築物等の内装	
令	第129条の2の3	建築設備の構造強度(屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類する ものに係る部分に限る)	
	第129条の13の2	非常用の昇降機の設置を要しない建築物	
	第129条の13の3	非常用の昇降機の設置及び構造	
	NA T D 0 NO T 0 0 0	// IM/M・//ITIWとME/AVID個	<u> </u>

L L		
:=+ <del></del>		
計者		